

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第118号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「行財政局税務部納税推進課（以下「納税推進課」という。）及び」を「市税事務所市民税室（以下「市民税室」という。）及び納税室（以下「納税室」という。）並びに」に改め、同条第4項中「納税推進課」を「納税室」に、「全ての区役所又は区役所支所の区民部納税課（以下「納税課」という。）」を「市民税室及び全ての市税事務所支所」に改め、同条第5項中「納税推進課」を「市民税室、納税室」に改め、同条第6項中「納税課」を「市税事務所支所」に、「納税推進課」を「市民税室、固定資産税室」に、「当該納税課以外の全ての納税課」を「納税室」に改め、同条第7項中「納税推進課」を「市民税室」に、「全ての納税課」を「納税室」に改め、同条第8項中「全ての納税課」を「納税室及び全ての市税事務所支所」に改め、同条第9項中「市税事務所市民税室」を「市民税室」に、「納税推進課」を「納税室」に、「納税課」を「市税事務所支所」に改め、同条第15項の表以外の部分中「保健福祉局保健福祉部適正給付推進課」を「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課」に改め、同項の表課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長の項中「保健福祉局保健福祉部監査指導課、同局障害保健福祉推進室」を「保健福祉局障害保健福祉推進室」に改め、「、医務審査課」を削り、「生活衛生課」を「医務衛生課」に改め、同表その他の職員の項中「及び監査指導課」及び「、医務審査課」を削り、「生活衛生課」を「医務衛生課」に改める。

第2条第3項第5号中「事務で、納税推進課及び当該職員が本来属する市民窓口課等以外の市民窓口課等の所管に属するものに関する」を削り、同条第4項中「市税（区長に権限が委任されたものに限る。以下同じ。）に係る徴収金（市税に係る過料を含む。以下同じ。）の徴収（市税の減免に関することを除く。）に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 個人の市民税に係る証明（電子計算機の端末機から出力することができない事項に

関するものに限る。) に関すること。

- (2) 市民税(普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものに限る。), 固定資産税(償却資産に係る平成22年度以後の年度分のものを除く。), 軽自動車税(同年度以後の年度分のものを除く。)及び都市計画税に係る徴収金(これらの市税に係る過料を含む。)の徴収に関すること。

第2条第6項第1号中「償却資産に係る」の右に「平成22年度以後の年度分の」を、「限る。)」の右に「, 軽自動車税(同年度以後の年度分のものに限る。), 市たばこ税」を、「徴収金」の右に「(これらの市税に係る過料を含む。)」を加え, 同項第2号中「に関する事務で, 当該職員が本来属する納税課以外の納税課の所管に属するもの」を「(次に掲げるものに限る。)」に改め, 同号に次のように加える。

ア 電子計算機の端末機から出力することができない事項(市たばこ税, 特別土地保有税, 入湯税及び事業所税に係るものを除く。)に関するもの

イ 電子計算機の端末機から出力することができる事項のうち, 固定資産税(償却資産課税台帳に登録された事項に係るものに限る。)及び軽自動車税に関するもの

第2条第6項に次の1号を加える。

- (3) 固定資産税(償却資産に係るものを除く。)及び都市計画税に係る閲覧に関すること。

第2条第7項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「市民税, 固定資産税, 軽自動車税及び都市計画税に係る証明に関する」に改め, 同項各号を削り, 同条第8項第1号中「徴収金」の右に「(市税に関する過料を含む。以下同じ。)」を加え, 同条第9項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「市税に係る徴収金の徴収に関する」に改め, 同項各号を削る。

附 則

この規則は, 平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)